

税務カレンダー 12月

主な税務	to do list
<p>12月12日</p> <p>法 個 本年11月分源泉所得税・住民税の納付 (住民税の納期の特例の適用を受けている場合は 6月～11月分を納付)</p>	
<p>12月下旬</p> <p>法 個 固定資産税(都市計画税)第3期分の納付 (条例による)</p>	
<p>翌年1月4日</p> <p>法 本年10月決算法人の法人税等・消費税確定申告 法 翌年4月決算法人の法人税等中間申告</p> <p><前年度の確定消費税額が年間48万円超400万以下の場合> 法 翌年4月決算法人の消費税中間申告</p> <p><前年度の確定消費税額が年間400万円超4800万以下の場合> 法 翌年7月・4月・1月決算法人の消費税中間申告</p> <p><前年度の確定消費税額が年間4,800万円超の場合> 法 本年10月分消費税中間申告(ただし、8月決算法人 については、9月分消費税も合わせて中間申告となる) 個 本年10月分消費税中間申告</p> <p>※給与所得の年末調整 ※給与所得者の保険料控除申告書・住宅取得等特別控除申告書の提出</p>	